第Ⅱ章 各発生段階における対策

本章では、第 I 章で記述した基本方針に基づき、発生段階ごとに、目的・対策の考え方・主要 7 項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は発生段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、発生段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等で国が定める。

1 未発生期

状態:

- (1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- (2)海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が発散的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的:

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 鳥インフルエンザのヒトへの感染情報を早期に把握する。
- (3) 新型インフルエンザ等情報を早期に把握する。
- (4)町民への正しい知識を普及啓発する。

対策の考え方:

- (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国・道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- (2) 新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

① 実施体制

ア 白老町新型インフルエンザ対策推進会議

副町長を座長とする「白老町新型インフルエンザ対策推進会議」を設置し、 新型インフルエンザの発生に備え、各課が連携、協力して必要な対策を総合的 に推進する。(健康福祉課・危機管理室)

イ 白老町新型インフルエンザ医療対策会議

町及び白老町医師協議会等の関係機関の代表者で構成される「白老町新型イ

ンフルエンザ医療対策会議」を設置し、新型インフルエンザ対策における医療 体制の検討及び医療面の課題を検討する。 (健康福祉課・危機管理室)

ウ 行動計画の推進

- ・町は、法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画 の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。(健康福祉課・関係課)
- ・町は、国・道等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平 素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、訓練¹⁷ 実施する。(関 係課)

② サーベイランス・情報収集

ア 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び北海道、苫小牧保健所等 から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。(健康福祉課)

イ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

学校等でのインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等) を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(学校教育課・子育 て支援課)

ウ 野鳥・家きん・豚等のサーベイランス

町は、町内で野鳥・家きん・豚等のインフルエンザが発生したときは、苫小牧保健所健康推進課と生活衛生課及び胆振家畜保健衛生所等の関係機関と連携し、適切な対応を行う。(生活環境課・経済振興課)

エ 飼育動物の感染

町は、保育園・小中学校での飼育動物を媒介とする感染症への注意喚起を行う。(学校教育課・子育て支援課)

③ 情報提供·共有

ア 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は、町民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置の準備を行う。また、窓口と電話で感染症に関する相談のみならず、生活相談に対応できる体制とする(相談窓口の一元化)。さらに、外国籍町民へ

¹⁷ 特措法第 12 条 (訓練)

の対応を行う。(総務課・健康福祉課・教育委員会・町立病院)

イ 基礎知識、感染対策の情報提供18

町は、町民(特に、園児、児童生徒及びその保護者、基礎疾患患者等の重症 化が予測される対象者)に対し、平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識 及び感染対策について情報提供する。(咳エチケット・手洗い・手指消毒・う がいマスク着用等の通常の季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベ ルの感染対策)(健康福祉課・子育て支援課・学校教育課)

ウ 要援護者の把握

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯等の新型インフルエンザ等の感染で生活に支障をきたすリスクの高い世帯(要援護者等)の把握に努める。(健康福祉課・高齢者介護課)

エ 障がい者等への対応

聴覚障がい者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障がい者に対する音声等による伝達等、障がい者に配慮した情報提供を行う。また、外国籍町民への対応として、外国語対応に配慮する。(健康福祉課)

④ まん延防止に関する措置

ア 個人レベルでの対策の普及

咳エチケット・手洗い・手指消毒・うがい・マスク着用・等の基本的な感染 予防策の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促 進を図る。(健康福祉課)

イ 地域・社会レベルでの対策の周知

新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、 学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、町内での感染拡大をなるべく 抑えるための対策について周知を図る。(健康福祉課、関係課)

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する 仕組みを確立する。(健康福祉課)

¹⁸ 特措法第13条 (知識の普及等)

⑤ 予防接種

ア 住民接種 19

(ア)町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条(新型インフルエンザ等緊急事態の場合)又は予防接種法第6条第3項(新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合)に基づき、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

(健康福祉課)

- (イ)町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を 締結する等により、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にす るよう努める。(健康福祉課)
- (ウ)町は、速やかに接種することができるよう、白老町医師協議会、事業者、 学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、 接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進め るよう努める。(健康福祉課)

イ 特定接種

道及び町は、特措法第28条に基づき実施する特定接種の対象となり得る地方公務員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。(健康福祉課)

(参考) 住民接種対象者及び接種順位の考え方

住民接種対象者は以下の4群に分類することを基本とする。(接種順位は国対策本部において決定される。)

- ア 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者。
 - ・基礎疾患を有する者
 - 妊婦
- イ 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ウ成人・若年者
- エ 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

¹⁹ 特措法第46条(住民に対する予防接種)

○重症化及び死亡を可能な限り抑えることに合わせて、国の将来を守ることに 重点を置いた考え方

接種順位	重症化しやすさ
1	医学的ハイリスク者
2	小児
3	成人•若年者
4	高齢者

⑥ 医療

ア 地域医療体制の整備

町は、苫小牧保健所を中心として、原則、二次医療圏等の圏域を単位とする 対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じ た医療体制の整備を推進する。(健康福祉課)

イ 医療機関受診情報の周知

町は、町民が新型インフルエンザ等に感染した場合の医療機関への受診方法 について周知の準備を行う。(健康福祉課)

⑦ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 行政機能の維持

町は、新型インフルエンザ等発生時の行政機能の維持に向け、町職員の勤務 体制、業務の維持及び応援体制について整備する。(総務課、全課)

イ 平常時からの取り組みの周知

町は、町民に新型インフルエンザ等発生時における社会機能の安定に向けて、 平常時から次の取り組み等を心掛けるよう周知する。

- (ア) 食料品や生活必需品等の備蓄をおこなうこと。(危機管理室)
- (4) 電気、ガス、水道等の供給不足が予測されるため、節電や節水等に努めること。(建設課、上下水道課)
- (ウ) 通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予想されるため、ごみの排出抑制に努めること。(生活環境課)

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、道・町内感染期におけるひとり暮らし高齢者・障がい者世帯・妊産婦・ 乳幼児等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、 搬送の対応方法を確立する。(健康福祉課、高齢者介護課)

エ 物資及び資材、医薬品等の備蓄 20

町は、まん延防止対策及び医療体制に係る物資及び資材、医薬品等を備蓄する。(危機管理室、健康福祉課、町立病院)

オ 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検 討を行い、火葬体制を整備する。(生活環境課)

31

²⁰ 特措法第10条(物資及び資材の備蓄等)